

都道府県が発行する非公募地方債（銀行等引受地方債）の引受について

地方公務員共済組合連合会は、積立金の一部の運用について、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現といった地方公務員等共済組合法の目的に沿って運用しています。

具体的には、総務大臣の定めるところにより、地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得により運用するよう努めなければならないとされており、このうち地方債については、都道府県を対象に、下記の要件で債券を引き受けることとしています。

地方債の貸付を希望される都道府県におかれましては、下記問い合わせ先までご連絡ください。

記

<地方債の引受に係る要件等>

- ・ 利率…発行月と同月に発行される共同発行市場公募地方債の応募者利回りと同率
- ・ 償還方法…満期一括償還
- ・ 償還期間…10年
- ・ 引受方法…都道府県が発行する非公募地方債（銀行等引受地方債）を直接引受

※上記以外の要件（引受額、対象事業、引受時期等）につきましては、ご希望内容を確認のうえでご調整をさせていただき、最終的な引受決定を行います。

※ご希望内容を確認、ご調整させていただいた結果、ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<問い合わせ先>

地方公務員共済組合連合会資金運用部自家運用課

電話：03-6807-3682